第 22 号議案

①

茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

（茨城県教育庁組織規則の一部改正）

第１条　茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第１総務企画部の部総務課の項第３号及び第４号中「学校以外の教育機関」を「教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関」に改める。

別表第１総務企画部の部文化課の項第１号中「学校教育に関するものに限る。」を「他課の所管に係るものを除く。」に改め、同項第５号から第８号までを削る。

別表第１学校教育部の部教育改革課の項第４号中「教育研修センター」を「県教育研修センター」に改める。

（茨城県教育委員会公印規則の一部改正）

第２条　茨城県教育委員会公印規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とする。

別表第１学校以外の教育機関（茨城県立歴史館，茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立中央青年の家及び茨城県立さしま少年自然の家を除く。以下同じ。）の印の項中「茨城県立歴史館，」を削り、茨城県近代美術館長印（分館専用）の項及び茨城県近代美術館分館長印の項を削る。

別表第２第９号及び第 10 号を削り、第 11 号を第９号とし、第 12 号から第 15 号までを２号ずつ繰り上げる。

付　則

この規則は、令和８年 10 月１日から施行する。

令和８年８月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

令和８年 10 月１日をもって茨城県近代美術館等が知事部局へ移管されることに伴い、関係規則について所要の改正をしようとするもの

茨城県教育庁組織規則（昭和46年教育委員会規則第３号）新旧対照表

改正案	現行
別表第１　本庁の部並びに課及び室の分掌事務（第６条） 総務企画部 総務課 １・２　（略） ３　教育庁及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。 ４　教育庁及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員（この項において「職員」という。）の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。 （略） 文化課 １　芸術文化に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。 ２　文化財に関すること。 ３　銃砲刀剣類の登録に関すること。 ４　博物館に関すること。 削除 削除 削除	別表第１　本庁の部並びに課及び室の分掌事務（第６条） 総務企画部 総務課 １・２　（略） ３　教育庁及び　　学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。 ４　教育庁及び　　学校以外の教育機関の職員（この項において「職員」という。）の任免，分限，懲戒，服務その他の人事に関すること。 （略） 文化課 １　芸術文化に関すること（学校教育に関するものに限る。）。 ２　文化財に関すること。 ３　銃砲刀剣類の登録に関すること。 ４　博物館に関すること。 ５　県近代美術館に関すること。 ６　県陶芸美術館に関すること。 ７　県立歴史館に関すること。

削除 （略） 学校教育部 教育改革課 １～３　（略） ４　県教育研修センターに関すること。 （略）	８　県自然博物館に関すること。 （略） 学校教育部 教育改革課 １～４　（略） ４　教育研修センターに関すること。 （略）

茨城県教育委員会公印規則（昭和36年教育委員会規則第４号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>第２条　（略）
２　次の各号に掲げる公印は，当該各号に掲げる帳票又は文書に限り使用するものとする。
(1)～(4)　（略）
削除

削除
(5)　茨城県立学校長印（分校専用）　分校主任の専決に係る事務を処理するのに必要な帳票又は文書
別表第１
<table><tr><th>種類</th><th>管守者</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>学校以外の教育機関（茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立中央青年の家及び茨城県立さしま少年自然</td><td>当該教育機関の長</td></tr></table></td><td>第２条　（略）
２　次の各号に掲げる公印は，当該各号に掲げる帳票又は文書に限り使用するものとする。
(1)～(4)　（略）
(5)　茨城県近代美術館長印（分館専用）　分館長の専決に係る事務を処理するのに必要な帳票又は文書
(6)　茨城県近代美術館分館長印　会計事務及び給与事務に係る帳票
(7)　茨城県立学校長印（分校専用）　分校主任の専決に係る事務を処理するのに必要な帳票又は文書
別表第１
<table><tr><th>種類</th><th>管守者</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>学校以外の教育機関（茨城県立歴史館，茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター，茨城県立中央青年の家及び茨城県立さしま少年自然</td><td>当該教育機関の長</td></tr></table></td></tr>
</table>

の家を除く。以下同じ。）の印	
（略）	
削除	削除
削除	削除
（略）	

別表第２

公印のひな型及び寸法

(1)～(8)　（略）

削除　　削除

(9)　茨城県立学校印

甲型



乙型



(10)　茨城県立学校印

（分校専用）



の家を除く。以下同じ。）の印	
（略）	
茨城県近代美術館長印（分館専用）	当該分館長
茨城県近代美術館分館長印	当該分館長
（略）	

別表第２

公印のひな型及び寸法

(1)～(8)　（略）

(9)　茨城県近代美術館長印

（分館専用）



21ミリメートル平方

(10)　茨城県近代美術館分館長印



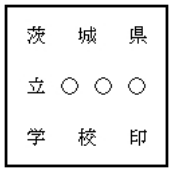
21ミリメートル平方

(11)　茨城県立学校印

甲型



乙型



(12)　茨城県立学校印

（分校専用）



42ミリメートル平方　21ミリメートル平方　21ミリメートル平方

(11)　茨城県立学校長印



21ミリメートル平方　21ミリメートル平方

(12)　茨城県立学校長印（分校専用）



21ミリメートル平方　21ミリメートル平方

(13)　職務代理者印



21ミリメートル平方

42ミリメートル平方　21ミリメートル平方　21ミリメートル平方

(13)　茨城県立学校長印



21ミリメートル平方　21ミリメートル平方

(14)　茨城県立学校長印（分校専用）



21ミリメートル平方　21ミリメートル平方

(15)　職務代理者印



21ミリメートル平方

（別記）

茨城県教育庁組織規則等の一部改正について

１　改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和 46 年茨城県教育委員会規則第３号）

茨城県教育委員会公印規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第４号）

２　改正の理由

茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和８年茨城県条例第 28 号）が令和８年 10 月１日に施行されることに伴い、茨城県近代美術館等が知事部局へ移管されるため、関係規則について所要の改正をしようとするもの

３　改正内容

（１）茨城県近代美術館等に係る規定の削除

文化課の分掌事務や公印種類等の規定から知事部局に移管する茨城県近代美術館等に係るものを削除するもの

（２）その他所要の改正

４　施行年月日

令和８年 10 月１日

参考資料

県立博物館の知事部局への移管に伴う関係規定の改正等について

１　概要

○　県立博物館の集客及び有効活用を図るため、博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を知事部局に移管する「茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」が６月に制定されたところ

○　10 月１日に条例が施行され、県立博物館が知事部局へ移管されることから教育委員会で定めている関係規定を改正・廃止しようとするもの

２　改正・廃止する規則等及び主な内容

区分	規則等の名称	内容
第 22 号議案	茨城県教育庁組織規則	文化課の分掌事務から知事部局に移管する県立博物館に関する事務を削除（別表第１関係）
	茨城県教育委員会公印規則	公印の種類等について県立博物館に係る印を削除（第２条、別表第１関係）
第 23 号議案	茨城県近代美術館管理規則 茨城県陶芸美術館管理規則 茨城県立歴史館管理規則 ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則	県立博物館の管理運営に関し、必要な事項を定めた教育委員会規則を廃止
第 24 号議案	茨城県教育委員会教育長事務委任規程	教育長から県立博物館の長に個別に委任している事項を削除（別表第２関係）
	特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令	対象となる職員から県立博物館の職員を削除（別表関係）
	茨城県教育庁等職員服務規程	規定の対象となる所属から県立博物館を除くための文言の整理（第１条、第２条関係）
	茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程	同上（第２関係）
第 25 号議案	茨城県立歴史館資料取扱要項	茨城県立歴史館における資料の取扱いを定めた要項を廃止

第 23 号議案

②

茨城県近代美術館管理規則等を廃止する規則

（茨城県近代美術館管理規則の廃止）

第１条　茨城県近代美術館管理規則（昭和 63 年茨城県教育委員会規則第６号）は、廃止する。

（茨城県陶芸美術館管理規則の廃止）

第２条　茨城県陶芸美術館管理規則（平成 11 年茨城県教育委員会規則第 15 号）は、廃止する。

（茨城県立歴史館管理規則の廃止）

第３条　茨城県立歴史館管理規則（昭和 56 年茨城県教育委員会規則第５号）は、廃止する。

（ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則の廃止）

第４条　ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成６年茨城県教育委員会規則第６号）は、廃止する。

付　則

この規則は、令和８年 10 月１日から施行する。

令和８年８月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

令和８年 10 月１日をもって茨城県近代美術館等が知事部局へ移管されることに伴い、関係規則を廃止しようとするもの

第 24 号議案

③

茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部を改正する訓令

（茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正）

第１条　茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和 40 年茨城県教育委員会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第５条中「教育機関の長」を「教育委員会の所管に属する教育機関の長」に改める。

別表第２中第４　県近代美術館長の部から第６　県自然博物館長の部までを削り、第７県教育研修センター所長の部を第４　県教育研修センター所長の部とする。

（特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令の一部改正）

第２条　特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令（昭和 41 年茨城県教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別表中第３項から第５項までを削る。

（茨城県教育庁等職員服務規程の一部改正）

第３条　茨城県教育庁等職員服務規程（昭和 41 年茨城県教育委員会訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「学校以外の教育機関」を「教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関」に改める。

第２条第２号中「第２条から第４条まで」を「第２条及び第４条」に改める。

（茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正）

第４条　茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和 62 年茨城県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「学校以外の教育機関」を「教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関」に改める。

同条第３号中「第２条から第４条まで」を「第２条及び第４条」に改める。

付　則

この訓令は、令和８年 10 月１日から施行する。

令和８年８月 25 日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

（提案理由）

令和８年 10 月１日をもって茨城県近代美術館等が知事部局へ移管されることに伴い、関係訓令について所要の改正をしようとするもの

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年教育委員会訓令第７号）新旧対照表

改正案	現行
（教育事務所長等に対する共通委任） 第５条　教育事務所長及び県立の学校その他の教育委員会の所管に属する教育機関の長（以下「教育事務所長等」という。）に対し，当該機関の所掌に係る別表第１に掲げる事務を委任する。 別表第２ 教育事務所長等に対する個別委任事項 （略） 削除	（教育事務所長等に対する共通委任） 第５条　教育事務所長及び県立の学校その他の教育機関の長（以下「教育事務所長等」という。）に対し，当該機関の所掌に係る別表第１に掲げる事務を委任する。 別表第２ 教育事務所長等に対する個別委任事項 （略） 第４　県近代美術館長 １　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）に関する次のこと。 (1)　第10条第１項の規定による入館料の決定 (2)　第10条第２項の規定による入館料又は使用料の減免の決定 ２　茨城県近代美術館管理規則（昭和63年茨城県教育委員会規則第６号）に関する次のこと。 (1)　第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定 (2)　第28条及び第29条の規定による展示室の使用の承認及び不承認の決定 (3)　第31条の規定による使用の取消し又は停止

	(4)　第35条第１項第２号の規定による使用料の返還事由の認定
削除	第５　県陶芸美術館長
	１　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）に関する次のこと。
	(1)　第10条第１項の規定による入館料の決定
	(2)　第10条第２項の規定による入館料又は使用料の減免の決定
	２　茨城県陶芸美術館管理規則（平成11年茨城県教育委員会規則第15号）に関する次のこと。
	(1)　第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定
	(2)　第28条及び第29条の規定による展示室の使用の承認及び不承認の決定
	(3)　第31条の規定による使用の承認の取消し及び使用の停止
	(4)　第35条第１項第２号の規定による使用料の返還事由の認定
削除	第６　県自然博物館長
	１　学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）に関する次のこと。
	(1)　第10条第１項の規定による入館料の決定
	(2)　第10条第２項の規定による入館料の減免の決定
	２　ミュージアムパーク茨城県自然博物館管理規則（平成６年茨城県教育委員会規則第６号）第21条第２号の規定による入館料の返還事由の認定

第４　県教育研修センター所長 １　茨城県教育研修センター管理規則（平成４年茨城県教育委員会規則第２号）第２条に規定する事業の実施 ２　茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程（平成４年茨城県教育委員会教育長訓令第１号）に関する次のこと。 (1)　第２条第２項の規定による宿泊施設の利用者の承認 (2)　第５条第３項の規定による宿泊施設の利用料の減免 ３　所の施設・設備の目的外使用の許可又は貸付け	第７　県教育研修センター所長 １　茨城県教育研修センター管理規則（平成４年茨城県教育委員会規則第２号）第２条に規定する事業の実施 ２　茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程（平成４年茨城県教育委員会教育長訓令第１号）に関する次のこと。 (1)　第２条第２項の規定による宿泊施設の利用者の承認 (2)　第５条第３項の規定による宿泊施設の利用料の減免 ３　所の施設・設備の目的外使用の許可又は貸付け

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令（昭和41年教育委員会訓令第２号）新旧対照表

改正案	現行
別表	別表
１～２　（略）	１～２　（略）
削除	３　茨城県近代美術館に勤務する職員
削除	４　茨城県陶芸美術館に勤務する職員
削除	５　ミュージアムパーク茨城県自然博物館に勤務する職員

茨城県教育庁等職員服務規程（昭和41年教育委員会訓令第５号）新旧対照表

改正案	現行
（趣旨） 第１条　この訓令は，他の法令に特別の定めがあるもののほか，教育庁及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に勤務する職員（以下「職員」という。）の服務に関し，必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　出先機関等　組織規則第４条に規定する教育事務所及び学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）第２条及び第４条　に規定する機関をいう。 (3)　（略）	（趣旨） 第１条　この訓令は，他の法令に特別の定めがあるもののほか，教育庁及び　学校以外の教育機関に勤務する職員（以下「職員」という。）の服務に関し，必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第２条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　出先機関等　組織規則第４条に規定する教育事務所及び学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）第２条から第４条までに規定する機関をいう。 (3)　（略）

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和62年教育委員会訓令第１号）新旧対照表

改正案	現行
（定義） 第２条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　職員　教育庁及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に勤務する職員（非常勤特別職の者及び６カ月未満の期間を定めて雇用する者並びに他機関へ出向している者を除く。）をいう。 (2)　（略） (3)　出先機関等　組織規則第４条に規定する教育事務所及び学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）第２条及び第４条に規定する機関（別表第３に掲げる機関を除く。）をいう。 (4)・(5)　（略）	（定義） 第２条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　職員　教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員（非常勤特別職の者及び６カ月未満の期間を定めて雇用する者並びに他機関へ出向している者を除く。）をいう。 (2)　（略） (3)　出先機関等　組織規則第４条に規定する教育事務所及び学校以外の教育機関の設置，管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第９号）第２条から第４条までに規定する機関（別表第３に掲げる機関を除く。）をいう。 (4)・(5)　（略）

（別記）

茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部改正について

１　改正する訓令

茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第７号）

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令（昭和41年茨城県教育委員会訓令第２号）

茨城県教育庁等職員服務規程（昭和41年茨城県教育委員会訓令第５号）

茨城県教育庁等職員安全衛生管理規程（昭和62年茨城県教育委員会訓令第１号）

２　改正の理由

茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（令和８年茨城県条例第 28 号）が令和８年 10 月１日に施行されることに伴い、茨城県近代美術館等が知事部局へ移管されるため、関係訓令について所要の改正をしようとするもの

３　改正内容

（１）茨城県近代美術館等に係る規定の削除等

教育長の個別委任事項等から知事部局に移管する茨城県近代美術館等に係る規定を削除するほか、規定の対象となる所属から茨城県近代美術館等を除くため、文言を整理するもの

４　施行年月日

令和８年 10 月１日

第 25 号議案

④

茨城県立歴史館資料取扱要項（昭和56年茨城県教育委員会告示第６号）を廃止する告示を次のように定める。

令和８年８月25日提出

茨城県教育委員会教育長　　柳橋　常喜

茨城県立歴史館資料取扱要項（昭和56年茨城県教育委員会告示第６号）は、令和８年９月30日限り廃止する。

（提案理由）

令和８年 10 月１日をもって茨城県立歴史館が知事部局へ移管されることに伴い、関係要項を廃止しようとするもの